

2025年
大阪 11月26日(水)~27日(木)

居酒屋JAPAN2025 出展申込書

出展申込 締切日	2025年9月12日(金)	出展申込書 送付先	FAX : 03-5843-6529	出展専用E-mail : yi-gaisyoku@neo-cd.com
-------------	---------------	--------------	-----------------------	--

☐ 裏面の事務局が定める一連の規約を遵守することを承諾の上、下記の通り出展を申し込みます。

① 出展申込法人・担当者 ※全て必須					
出展申込 責任者	会社名	(ふりがな)		(責任者役職)	(責任者名)
	本社 所在地	〒 -			E-mail
		TEL		FAX	
出展 担当者 ・請求書 ・各種案内先	☐ 出展申込責任者と同じ ☐ 出展申込責任者とは異なる (下記で記入ください)				
	所 属			(役職)	(ふりがな) 氏名
	担当者 連絡先	〒 -		E-mail	
	TEL		FAX		携帯

② 出展小間数・割引料金 ※スペースのみ。ブースは別途お申込み				★2面開放ブース ※数量限定 (角小間)指定枠 ☐ 希望する/50,000円 ※1小間のみ対象 ※料金は小間確定後請求いたします。
区分	小間単価(税別)	申込小間数	出展小間料金合計(税別)	
☐ 大阪会場のみ	205,000円	× 小間	円	
☐ セット割引適用	195,000円	× 小間	円	
※セット割引適用：2024年または2025年の東京会場に出展される企業が対象です。 ※2025年開催分から出展小間料金体系が変更になりました。詳しくは事務局までご連絡ください。				

③ 出展予定品と出展分野	
出展社専用ページにあります紙面展示会原稿・画像もあわせてご提出ください。(※申込後にご案内いたします。)	
出展社名	※上記の会社名と異なる場合は記載してください。 (ふりがな)
共同 出展社	社名： 複数可 有 ☐ ※代表出展社が必ずお取りまとめの上、ご提出ください。

出展分野 1つのみ お選び下さい	☐ 食材まわり	出展 商材	☐ 水産物・水産加工品(シーフードストリートへの出展) ☐ 農産物・農産加工品 ☐ 畜産物・畜産加工品 ☐ 調味料 ☐ 麺類 ☐ 冷凍食品 ☐ 惣菜類 ☐ スープ ☐ デザート ☐ 地域食品ブランド品 ☐ 輸入食材 ☐ ビール ☐ 日本酒 ☐ 焼酎 ☐ 蒸留酒 ☐ ワイン ☐ スピリッツ ☐ カクテル ☐ リキュール ☐ 果実酒 ☐ 割材 ☐ 紅茶・お茶 ☐ ノンアルコール ☐ インバウンド対応商品 ☐ オーガニック&ビーガン ☐ 低糖質食品 ☐ ハラル食品 ☐ その他 ()
	☐ 店舗まわり		☐ POSシステム・セルフオーダー ☐ 害虫駆除 ☐ HP作成 ☐ ネットシステム ☐ 勤怠管理システム ☐ メニューブック ☐ 店舗物件・設営施工 ☐ 厨房設備 ☐ 厨房機器・調理器具 ☐ テーブルウェア・ユニフォーム ☐ 食器 ☐ 衛生商材 ☐ のぼり・暖簾 ☐ 看板・デジタルサイネージ ☐ LED照明 ☐ Wifi・ネット ☐ インバウンド対応商材 ☐ その他 ()
	☐ 経営まわり		☐ 人材採用・育成サービス ☐ 経営コンサル・財務コンサル ☐ 開業支援・FC本部 ☐ 集客サービス ☐ 販促サービス ☐ インバウンド対応 ☐ その他 ()

展示内容：出展商品・製品 ※横書き、40文字以内で記入ください。 ※内容が変わりましたら、ご連絡ください。															

出展特設ブース ※下記にエントリーする場合は ☒ 印をおつけください。 ※ブースに無料の突出し看板を設置いたします。(2種類まで)				
☐ 自治体コーナー	☐ フランチャイズEXPO	☐ レストランテック/DXゾーン	☐ プレミアム食材エリア	☐ 焼酎提案コーナー
☐ 代替食品提案ブース	☐ 日本酒提案コーナー	☐ クラフトビール提案コーナー	☐ メフードDX	☐ ドリンク提案コーナー

④ 有料サービスについて希望のものに ☒ してください。 ※詳しい内容につきましては事務局までご連絡ください。		
☐ PRプラン (メルマガ広告/パナー広告/同梱発送)	☐ 日本外食新聞 記事広告・購読	☐ 日本外食日報 購読

⑤ 予定されている設備・付帯事項に ☒ してください。 ※出展社説明会にて配布する提出書類にてお申込みが必要です。 ※ガス・炭を使う実演を予定の場合は必ず事務局にご連絡下さい。						
☐ 試食・試飲	☐ 火気・危険物使用 (カセットコンロ、食用油など)	☐ 共同シンク(有料)	☐ 給排水工事(有料)	☐ 電気工事(有料)	☐ ガス工事 ※2(有料)	☐ 炭

※1 食品の加工を行う場合は、保健所の指導により手洗い、消毒設備の設置が必要となります。
※2 プロパンの持ち込みはできません。都市ガス対応のみとなりますので、別途配管工事(有料)が必要となります。
※3 各フロア内に持ち込める炭の容量には制限がありますので、炭を持ち込まれる企業様は事前に事務局までご連絡ください。

⑥ その他連絡事項	事務局記入欄	管理番号	担当者

※上記の情報は、本展示会の運営に関する連絡及び今後のご案内のみ使用させていただきます。

<注意事項> ●裏面の「出展規定」を必ずお読みください。事務局が本申込書を受理次第、同規定に同意されたものとみなします。
●本申込書を提出するにあたり、必ずコピーを取って貴社の控えとして保管してください。

出展規定

(1) 出展申し込み及び本規約の効力の発生

出展の申し込みは、本申込書に必要事項を記入・署名・捺印し、事務局に提出することにより受理されます。その時点で出展社は本出展規約に同意したものとみなされ、本規約の効力が発生し、出展社は本規約を遵守する義務が発生します。なお、事務局は本展への出展が適当でないかと判断した場合、出展申込書の受理を拒否することができます。また、これにより生ずる損害等に対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

(2) 出展料金支払方法

本出展申込書を事務局にご提出頂いた後、折返し発行する請求書のとおり記載された期限までに消費税込合計金額を下記の指定銀行口座までお振込ください。出展料金を期限内にお支払頂けない場合は、出展申込みを取消させて頂くことがあります。

振込先指定銀行口座
銀行：東日本銀行 月島支店
普通口座：294025
口座名：イザカヤジヤパンジムキヨク
(カ)エヌイーオーキカク

請求書に記載の支払い期日までにお支払いください
※振込手数料は申込者にてご負担願います。支払方法は銀行振込とし、手形等によるお支払はお受けできません。

(3) 出展小間料金を含まれるもの

主催者及び事務局では本展が出展社の皆様にとって実り多い展示会となるよう、年間を通して開催に向け様々な活動や準備・企画・業務を行っております。こうした運営活動費や以下のようなものが出展小間料金を含まれます。

- ※ 日本外食新聞紙面展示会掲載
- ※ 会場使用料金・照明・空調費
- ※ 共用施設の工事費及び維持費
- ※ 会場警備費（搬入・搬出時含む）
- ※ 会場内清掃費（出展社ブース除く、搬入搬出時含む）
- ※ 広報宣伝費（招待券、ポスター、公式ホームページ、公式ガイドマップ、その他各種印刷物、関連媒体等での広報宣伝費）
- ※ 来場動員プロモーションに係わる費用（協力団体・企業へのプロモーションや動員活動、併催イベントの企画制作、DM発送等）
- ※ 来場者サービスに係わる費用（ID、会場案内等の制作費）
- ※ 会場内装飾費用
- ※ 事務局企画運営・安全管理・警備費用

▼以下のものは出展料金に含まれません。
※ 各社展示ブースの搬入出及び運営費
※ 臨時電話・ISDN・ADSL等の通信回線の仮設費と通信料金
※ 電気・給排水・ガス等の工事費と使用料
※ 自社展示物及び対人障害などの保険料
※ 会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
※ 各社展示ブース内のゴミ処分に係る費用
※ その他、通常出展小間料金を含まれない費用とみなされるもの

(4) 出展申込後の解約（一部解約も含む）

出展社が、出展申し込みの解約（一部解約も含む）をする場合、書面に事務局に通知の上、下記の通り出展社は解約料を支払うものとします。

書面による解約通知を受理した日	解約料
会期初日3ヶ月以前	出展料の50%
会期初日3ヶ月前以降	出展料の100%

出展社が上記相当金額を未だ支払っていないときは、直ちにこれを支払うものとします。出展社が既に支払った金額が上記相当金額を超えているときは、事務局より超過分から振込手数料を引いた金額を返還します。

(5) 小間位置の決定

小間位置は出展製品、出展規模、申込み順などを考慮して事務局が決定します。また、事務局は、展示会規模の変動や入場整理の都合上、または展示効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。その際、出展社は、小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

(6) 小間の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展社は、自社分の小間を事務局の承諾なしに、転貸、売買、譲渡あるいは交換することはできません。

(7) 共同出展の取り扱い

2社以上の申込社が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名・出展製品等を申込時に事務局へ通知するものとします。

(8) 展示会の運営

事務局は展示会の業務を円滑に遂行するため、各種規定の制定、修正、追加を行うことができます。出展社が「出展規定」その他、出展の手引き上での規定に違反した場合、事務局はその出展社の出展中止の措置をとることができます。その場合、その展示ブースは事務局が処分することができ、出展小間料金の扱いについては、出展規定 (4)「出展申込後の解約（一部解約も含む）」に準拠します。

(9) 諸経費の負担

- ① 試飲・試食を行う場合、その提供方法により手洗い、流し等の給排水設備が必要になる場合があります。その際の設置費用は出展社の負担となります。
- ② 電気、給排水設備等を必要とするときは、所定の申込み用紙で手続きを行い、会期後にご請求しますので、ご請求書に記載する指定の銀行口座までお支払いください。
- ③ 出展物の輸送、搬入・搬出、展示、実演、撤去その他出展社の行為に属する費用は、すべて出展社の負担となります。

(10) 消防法規等

出展社は会場施設に適用されるすべての消防及び安全に関する法規・注意事項等を遵守しなければなりません。

(11) 騒音及び迷惑行為の防止と出展中止の措置

他の出展社に著しく迷惑をかけている、あるいはその恐れがある、または出展内容が本展に適切でないとして事務局が判断した場合、事務局はその出展社に対し、出展の中止の措置をとることができます。この場合、出展小間料金の扱いについては、出展規定 (4)「出展申込後の解約（一部解約も含む）」に準拠します。

(12) 展示物の管理と免責

展示物の管理は、各出展社の責任において行ってください。主催者及び事務局は、その損害、盗難、紛失、破損等については一切責任を負わないものとします。

(13) 事故防止及び保険

出展社は、出展物の搬入出、展示、実演、撤去などを通じて、事故、感染症の蔓延及びテロリズムの発生（以下、事故とする）の防止に努め

てください。事務局はこれらの作業を通じ、必要と認めた場合に事故防止のための処置を命じ、その作業を制限または中止を求めることがあります。また会場への展示物等の搬入から撤去までに必要と思われる損害保険には、各出展社で加入してください。会期中、展示ブース内の警備・保険に関しても各出展社で行ってください。主催者及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

(14) 補償

出展社が、他社展示ブース、事務局の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展社の責任になります。主催者及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

(15) 展示物の搬入・搬出と撤去

会場への展示物等の搬入期間および会場の設営工事期間などの詳細につきましては、別途、出展の手引きにてご案内いたします。会期中は事務局の承認なしに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示物や展示ブース内の保守及び清掃は、各出展社の責任において行ってください。事務局の定めた日時までに撤去されない展示物等は、出展社の費用で事務局が撤去いたします。

(16) 展示会の中止

事務局は当展示会の開催に向け最大限の努力をしますが、不可抗力及びやむを得ない理由と判断した場合に限り当展示会を中止し、本契約を解除できる権利を有するものとします。この場合、出展社の責に帰すべき理由、又は、原子力災害・放射能災害・戦争・地震・火山の噴火・津波・火災・悪天候・疫病の流行等の自然災害、政治若しくは経済の混乱、公権力の行使等の理由により中止され、本契約が解除されたものであるときは、事務局は出展社に対し出展料金等を返還する義務を負わないほか、本契約の解除によって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

その他の理由により中止された場合には、既に払い込まれた出展料金等については、必要経費を差し引いた上で、なお余剰金があった場合、出展社に返還いたします。またその際、出展料金等が未納の場合については、出展社は事務局が定めた必要経費を支払う義務を負います。なお本契約の解除に伴う出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

(17) 展示会の会期・会場・開場時間の変更

事務局は、やむを得ない理由により当展示会の会期・会場及び開場・閉場時間の変更・併催企画や出展社サービスの全部又は一部について変更・中止することがあります。この変更・中止を理由として、出展申込みの取り消し、本契約の解除はできません。また、これによって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

(18) 出展規定の遵守

出展社は、事務局が定める一連の規定（出展申込書、出展の手引き等）を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。万が一規定に違反した場合は、理由の如何にかかわらず、出展を拒否することがあります。この際生ずる損害等に対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。また、事務局と出展社、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、事務局所在地の裁判所に裁定を委ねます。